

特定建設工事共同企業体の資格申請について

特定建設工事共同企業体の資格申請について、各工区ごとに次のとおり受付けますので、お知らせいたします。

平成 25 年 5 月 10 日

西紋別地区環境衛生施設組合
組合長 裕 一 寿

記

1. 工 事 名 ①西紋別地区広域ごみ処理センター水道管敷設工事 第 1 工区

 ②西紋別地区広域ごみ処理センター水道管敷設工事 第 2 工区
2. 工 事 場 所 ①紋別市新生及び大山町 4 丁目

 ②紋別市新生
3. 工 事 概 要 ①西紋別地区広域ごみ処理センターの水道施設の築造工事
 配水池築造 約 70 m³ 2 池
 配水池上屋 約 10 m² 1 棟
 滅菌設備・電気計装設備・量水器室・電気ケーブル布設 1 式
 ダクタイトル鉄管 φ 75mm 約 760m
 水道配水用ポリエチレン管 φ 75mm 約 1,420m

 ②西紋別地区広域ごみ処理センターの水道施設の築造工事
 送水ポンプ室・送水ポンプ設備 1 式
 道道横断推進工 1 式
 ダクタイトル鉄管 φ 75mm 約 580m
 水道配水用ポリエチレン管 φ 75mm 約 2,410m
4. 工 期 第 1 工区及び第 2 工区（以下「両工区」という。）とも
 契約締結の翌日から平成 25 年 11 月 29 日まで予定する。（約 150 日間）

5.資格審査

- (1) 受付期間 平成 25 年 5 月 13 日(月)から平成 25 年 5 月 24 日(金)まで
(土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、持参すること。)
- (2) 受付場所 西紋別地区環境衛生施設組合
(紋別市幸町 2 丁目 1-18 紋別市役所市民生活部環境生活課内)

6.資格要件

【共通要件】

- (1)両工区とも、大規模かつ技術難度の高い工事であり、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する必要があることから、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）同士による指名競争入札方式とする。
- (2)両工区の共同企業体は、その構成員が分担を定めて施工する方式（乙型）とし、その構成員は、同一工事入札の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- (3) 第 1 工区の共同企業体の構成員（代表者を含める）の数は 3 社結成する。また、第 2 工区の共同企業体の構成員（代表者を含める）の数は 2 社結成することとする。ただしいずれも自主結成とし、同一工事入札の構成員（代表者含む）はそれぞれの構成員の要件を満たしていても、それを兼ねることができない。
- (4)両工区の共同企業体の構成員は「西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程」第 3 条第 3 項及び第 4 項に基づき入札参加資格者名簿に登載され、入札参加資格があると認められること。
※ 組合を組織する地方公共団体のいずれかで入札参加資格者名簿への登載を終えている場合は、すでに組合の入札参加資格者名簿に登載済であるので留意すること。
- (5)両工区の共同企業体の構成員は紋別市、滝上町、興部町、西興部村のいずれかの市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する本店または、契約等の権限を委任されている支店等を有していること。
- (6) 両工区の共同企業体の構成員は地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 で準用される地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 両工区の共同企業体の構成員は本公告の日から入札執行日までの間に、「西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程」第 16 条に基づく指名停止を受けておらず、かつ、西紋管内各市町村による指名停止を受けていない者であること

【代表者の要件】

- (1) 両工区の共同企業体の代表者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業の許可を受け、水道施設工事業を有している者とする。
- (2) 両工区の共同企業体の代表者は、水道法第 16 条の 2 第 1 項による紋別市の指定給水装置工事業（紋別市水道事業給水条例第 8 条第 1 項に規定する指定給水装置工事業をいう。以下同じ）の指定を受けている者であること。
- (3) 両工区の共同企業体の代表者は、配水管技能者（社団法人日本水道協会に登録されているもの）かつ 1 級土木施工管理技士（監理技術者の場合）又は 2 級土木施工管理技士以上（主任技術者の場合）の者がいること。ただし、いずれの技術者も専任（現場休止中は除く）で配置できること。
- (4) 両工区とも共同企業体の代表者の資格要件を満たす者同士の共同企業体の結成はできないものとする。

【第 2 構成員】

- (1) 両工区とも共同企業体の第 2 構成員は、建設業法に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受け、土木工事業を有している者とする。
- (2) 両工区とも共同企業体の第 2 構成員は、2 級土木施工管理技士以上（主任技術者）の者がいること。ただし、いずれの技術者も専任（現場休止中は除く）で配置できること。
- (3) 両工区とも共同企業体の第 2 構成員は要件を具備する者のうち、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（直近かつ申請日時点で有効であるものに限る。）を受けた者で土木工事の総合評定値（P）が 650 点以上である者とする。

【第 3 構成員】

- (1) 第 1 工区の共同企業体の第 3 構成員は、建設業法に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受け、電気工事業を有している者とする。
- (2) 第 1 工区の共同企業体の第 3 構成員は、2 級電気工事施工管理技士以上又は電気工事士（主任技術者）を有する者がいること。ただし、いずれの技術者も専任（現場休止中は除く）で配置できること。
- (3) 第 1 工区の共同企業体の第 3 構成員は要件を具備する者のうち、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（直近かつ申請日時点で有効であるものに限る。）を受けた者で電気工事の総合評定値（P）が 600 点以上である者とする。

7.申請書類等

(1) 申請書類

- 1)特定建設工事共同企業体 競争入札参加資格審査申請書
- 2)特定建設工事共同企業体協定書(乙)
- 3)委任状
- 4)特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（落札した場合に提出のこと）
- 5)経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

(2) 提出部数 1部

8.問い合わせ 西紋別地区環境衛生施設組合
(紋別市役所市民生活部環境生活課内 電話 0158-24-2111 内線 338)

※申請書類の内、1)～4)は指定された書式に記入する必要があるため、問い合わせる事